

# 入湯税特別徴収の手引

令和元年5月  
富山県氷見市

## ○ はじめに

鉱泉浴場の経営者の皆様には、入湯税の徴収に御尽力をいただきありがとうございます。  
す。

入湯税は鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客の方に納めていただく税金で、地方税法でその  
用途が定められている目的税です。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び氷見市税条例の規定により、鉱泉浴場の経  
営者の皆様に徴収していただき、毎月、氷見市に申告納入する「特別徴収の方法」による  
こととされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きをご覧いただき、入湯税の徴収  
方法や申告納入の手続き、入湯税の適正な課税・徴収にご理解、ご協力をお願いいたしま  
す。

作	成	氷見市 総務部 税務課	
住	所	〒935-8686 氷見市鞍川 1060 番地	
T	E	L	(0766) 74-8043
F	A	X	(0766) 74-4004

○ 目次

1	入湯税の概要	1
	（1）氷見市の制度の概要	1
	（2）入湯税納入の流れ	2
2	納税義務者	3
3	課税免除	3
4	税率	4
5	特別徴収義務者	4
6	徴収の方法	4
7	特別徴収の手続き	4
8	延滞金・加算金	5
9	経営申告書の提出	6
10	帳簿（徴収原簿）の記載	6
11	実地調査	6
12	春の全国中学生ハンドボール選手権大会参加者について	7
13	様式集	8
	納入申告書の新様式について	8
	納入申告書新様式	9
	納入申告書新様式の記載例	10
	入湯税経営申告書	11
	入湯税異動申告書	12
14	氷見市税条例（抄）	13
15	地方税法（抄）	15

## 1 入湯税の概要

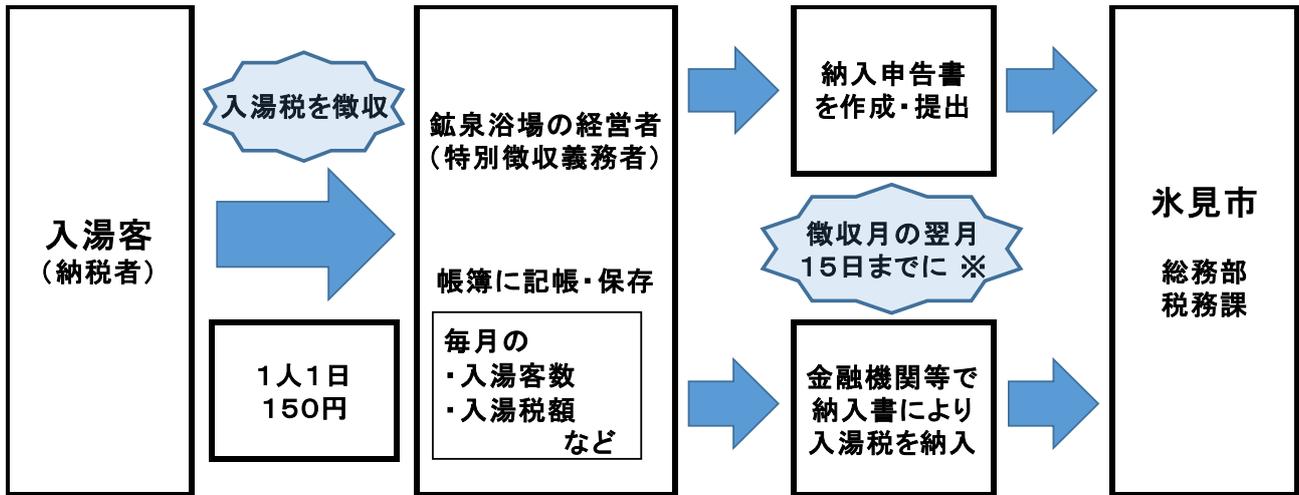
入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他の消防活動に必要な施設の設備ならびに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。

入湯税の徴収については特別徴収の方法によることとされています。

### （1）氷見市の制度の概要

納税義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客
課税免除される方	①年齢12歳未満の方 ②共同浴場又は一般公衆浴場（いわゆる銭湯）に入湯する方 ③修学旅行その他の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）の行事に参加する方 ④前述の①～③に掲げるもののほか、公益上その他の事由により市長が特に課税を不相当と認める方
税率	入湯客1人1日について150円
徴収方法	特別徴収（鉱泉浴場の経営者の方に徴収していただく方法）
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者
特別徴収の手続	特別徴収義務者（経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに、前月分の入湯客数、税額その等の必要事項を記載した納入申告書を氷見市に提出し、納入金を納めます。
特別徴収義務者の申告	①鉱泉浴場を經營しようとする方は、經營を開始する前日までに必要な事項を記載した「經營申告書」（11ページに掲載）を提出しなければならない。 ②提出した申告書の内容に異動があった場合には、直ちにその旨を記載した「異動申告書」（12ページに掲載）を提出しなければならない。
帳簿の記載義務等	特別徴収義務者は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から1年間保存してください。

(2) 入湯税納入の流れ



※15日が土日祝日の場合は翌営業日までに

## 2 納税義務者

納税義務者は、市内の鉱泉浴場（温泉施設）において入湯した入湯客です。

※「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法に規定する温泉を利用する入浴施設をいい、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。

※温泉を外から運んでいる、いわゆる「運び湯」「配り湯」による温泉施設利用施設も、入湯税の課税対象となります。

## 3 課税免除

次のいずれかに該当する者については、入湯税の課税が免除されます。

### (1) 年齢12歳未満の方

- ・日本の小学校に通っていない外国人観光客等であっても、小学生以下の年齢に相当する場合は、課税が免除されます。

### (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方

- ・「共同浴場」とは、寮、社宅、療養所等に付設され日常の利用に供されるものをいいます。
- ・「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される銭湯などの施設で、物価統制令（昭和21年3月勅令第118号）によって入浴料金が統制されている浴場のことをいいます。

### (3) 修学旅行その他の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)をいう。)の行事に参加する方

- ・修学旅行の団体客とは、修学旅行に参加している学生生徒及び児童で、引率職員が付き添い、所属学校の長が行事への参加を証明した方をいいます。
- ・学校とは、学校教育法第1条で規定する学校のうち大学を除くものを対象とし、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。ただし、小学生以下の方は上記の(1)より課税が免除されます。

### (4) 前述の(1)～(3)に掲げる方のほか、公益上その他の事由により市長が特に課税を不相当と認める方

※春の全国中学生ハンドボール選手権大会の参加者に関しては7ページを参照。

## 4 税率

入湯客1人1日につき150円です。

※同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊客は1泊につき、日帰り客は1日につき1回入湯税が課税されます。複数の鉱泉浴場において入湯する場合にはそれぞれの鉱泉浴場ごとに課税されます。

## 5 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、鉱泉浴場を経営されている方です。

## 6 徴収の方法

入湯税の徴収は特別徴収の方法によります。

※特別徴収とは、法律及び条例に基づき指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収し、氷見市に納入していただく方法です。

## 7 特別徴収の手続き

### (1) 納入申告書の提出

特別徴収義務者は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日（15日が土日祝日の場合は翌営業日）までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出してください。なお、納入申告書につきましては、必要事項が記載されたものであれば任意の様式で構いません。

納入申告書が郵便又は信書便により提出されたときは、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。

提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告してください。

### (2) 納付書による納入

納入金については（1）の納入申告書に記入した前月分の徴収額を納付書により金融機関等を通じて納入してください。

## 8 延滞金・加算金

### (1) 延滞金（カッコ内は平成31年1月1日～令和元年12月31日の割合）

法定納期限内に納入されない場合は次の割合に乗じた額の延滞金が課されます。

① 法廷納期限の翌日から1月を経過する日まで （年2.6%）

※各年の特例基準割合に1%を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

② ①の翌日以降 （年8.9%）

※特例基準割合に7.3%を加算した割合か、年14.6%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

※特例基準割合：銀行の短期貸出約定平均金利を基にして財務大臣が告示する割合に、年1%を加えた割合。

### (2) 加算金

過少な申告をされた場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が課されます。加算金が課される割合は以下のとおりです。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第701条の12第1項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については5%を加算)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合、または期限までに申告がないため、決定があった場合 (地方税法第701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算(地方税法第701条の12第3項))
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第701条の12第2項第2号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第701条の12第2項第3号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものではないとき (地方税法第701条の12第4項)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告をしているとき (地方税法第701条の13第1項)	不足税額×35%
	不申告や納期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき (地方税法第701条の13第2項)	不足税額×40%

## 9 経営申告書の提出

鉱泉浴場を経営しようとするときや、経営申告事項の内容に異動があった場合は、鉱泉浴場の施設の内容などについて、必要な事項を記入した「経営申告書」、「異動申告書」を提出してください。

なお、入湯税を徴収していただく必要の無い場合であっても、経営申告書については鉱泉浴場を経営する全ての方が必ず提出してください。

### (1) 新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき 「経営申告書」(11ページに掲載)

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する日の前日までに申告してください。

### (2) 申告した内容に異動があったとき 「異動申告書」(12ページに掲載)

経営されている方や施設の内容など、これまで申告いただいた内容に変更があった場合には、直ちに申告してください。

## 10 帳簿(徴収原簿)の記載

特別徴収義務者は①毎日の入湯客数、②課税免除となる入湯客数、③課税対象となる入湯客数及び④入湯税額などを帳簿に記載し、1年間保存して下さい。(条例では1年間としていますが、可能な限り5年間保存して下さい。)

なお、帳簿につきましては、上記の事項が記載されたものであれば任意の様式で構いません。

## 11 実地調査

鉱泉浴場に対しては、必要に応じて実地調査をおこなわせていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。

## 12 春の全国中学生ハンドボール選手権大会参加者について

春の全国中学生ハンドボール選手権大会参加者の入湯税について、下記のとおり取り扱うことにしましたのでご対応をお願いします。

### 記

#### 1 入湯税課税免除該当者

春の全国中学生ハンドボール選手権大会の出場チーム員（選手、監督、コーチ、引率教員）

※大会役員、応援保護者及びその他の大会関係者は入湯税を徴収する。

#### 2 免除の期間

春の全国中学生ハンドボール選手権大会出場のために滞在する期間

※この取扱いは、第14回春の全国中学生ハンドボール選手権大会から適用し、次年度以降においても、同大会の開催時においては同様の取扱いとする。

#### 3 その他

入湯税課税免除該当者数を把握するため、入湯税納入申告書の課税免除内訳または備考欄にチーム人数の記載をお願いいたします。

## 13 様式集

### 納入申告書の新様式について

入湯税の納入申告書につきまして、春の全国中学生ハンドボール選手権大会参加者や修学旅行などで入湯税が課税免除となった人数を把握するため、課税免除数の記載が可能な申告書に様式を改めさせていただきました。

新様式を使用される際は課税免除数の記載、課税免除内訳に詳細事項の記載をお願いします。

新様式等の様式に関しましては、氷見市のホームページに掲載しておりますので、適宜ご利用ください。なお、入湯税納入申告書につきましては、必要事項が記載されたものであれば任意の様式で構いません。



納入申告書新様式の記載例

様式第47号

入 湯 税 納 入 申 告 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日  
 氷見市長 様  
 特別徴収義務者 住所(所在地) 富山県氷見市鞍川1060番地  
 氏名(名称) 氷見 太郎 ㊤  
 電話番号 0766-74-8041  
 個人番号又は法人番号 

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

氷見市税条例第126条第3項の規定により下記のとおり申告します。

営業の種類	旅館	称 号	氷見温泉 比美の江		
営業所在地	氷見市鞍川1060番地	営 業 主	住 所 (所在地)	氷見市鞍川1060番地	
			氏 名 (名 称)	代表取締役 氷見 太郎	
課税標準 (入湯客数)	総入湯客数 ① 385	内課税免除数 ② 100	課税標準 ①-② 285	税 額	課税標準×150円 42,750 円

令 和 〇 〇 年 〇 〇 月 分 入 湯 税 納 入 明 細 書

日	総入湯 客数	内課税 免除数	課税標準 入湯一免除	税 額 課税標準×150円	日	総入湯 客数	内課税 免除数	課税標準 入湯一免除	税 額 課税標準×150円
1	10		10	1,500	17	10		10	1,500
2	10		10	1,500	18	15		15	2,250
3	10		10	1,500	19	15	2	13	1,950
4	15	3	12	1,800	20			0	0
5	20	5	15	2,250	21			0	0
6			0	0	22	50	40	10	1,500
7			0	0	23	50	40	10	1,500
8	10		10	1,500	24	10		10	1,500
9	15	2	13	1,950	25	15		15	2,250
10	20	2	18	2,700	26	20	3	17	2,550
11	10		10	1,500	27			0	0
12	10		10	1,500	28			0	0
13			0	0	29	20	2	18	2,700
14			0	0	30	10		10	1,500
15	20	1	19	2,850	31	10		10	1,500
16	10		10	1,500	計	385	100	285	42,750

注： 税率は150円です。  
 注： 毎月15日までに前月分を申告納付すること。

課税免除客内訳

年齢12歳未満の者 20 人  
 修学旅行等の課税免除 80 人 (学校名及び行事名を※欄に記入)

※ 〇〇高校1年生の修学旅行生40人×2泊分

# 入湯税経営申告書

## 入 湯 税 経 営 申 告 書

年 月 日

氷見市長 様

住所（所在地）

氏名（名 称）

㊟

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

鉱泉浴場を経営するので、氷見市市税条例第129条の規定により次のとおり申告します。

経 営 者	住 所（所在地）	
	氏 名（名 称）	※法人の場合は、名称及び代表者氏名
	電 話 番 号	
	個人番号又は 法 人 番 号	
浴 場 の 施 設 等	所 在 地	
	名 称	
	電 話 番 号	
	責 任 者 の 氏 名	
	利 用 形 態	1 宿泊                      2 日帰り
	浴 室 数	室（温泉利用許可証の数）
営 業 許 可 年 月 日	年 月 日	
営 業 開 始 年 月 日	年 月 日	
添 付 資 料	1 温泉利用許可証の写し    2 公衆浴場営業許可証の写し 3 旅館業営業許可証の写し    4 履歴事項全部証明書等の写し	
備 考		



## 14 氷見市税条例(抄)

### 第1節 入湯税

#### (入湯税の納税義務者等)

第122条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課する。

#### (入湯税の課税免除)

第123条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 修学旅行その他の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)をいう。)の行事に参加する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上その他の事由により市長が特に課税を不相当と認める者

#### (入湯税の税率)

第124条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。

#### (入湯税の徴収の方法)

第125条 入湯税は、特別徴収の方法によつて徴収する。

#### (入湯税の特別徴収の手続)

第126条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額、その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

### 第127条 削除

#### (入湯税に係る不足税額等の納入の手続)

第128条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する期限までに、納入書によつて納入しなければならない。

#### (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第129条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) その他市長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

**第 130 条** 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から 1 年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

**第 131 条** 前条第 1 項の規定によつて帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合、又は同条第 2 項の規定によつて保存すべき帳簿を 1 年間保存しなかつた場合においては、その者に対し、3 万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同項の罰金刑を科する。

## 15 地方税法(抄)

### 第四節 入湯税

#### (入湯税)

**第七〇一条** 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

#### (入湯税の税率)

**第七〇一条の二** 湯税の税率は、入湯客一人一日について、百五十円を標準とするものとする。

#### (入湯税の徴収の方法)

**第七〇一条の三** 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

#### (入湯税の特別徴収の手続)

**第七〇一条の四** 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

#### (徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

**第七〇一条の五** 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 特別徴収義務者

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

《改正》平 13 法 129

《改正》平 16 法 150

《改正》平 23 法 115

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

《追加》平 23 法 115

4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百一条の十八第六項の定めるところによる。

5 第一項又は第三項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

《改正》平 23 法 115

#### (入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

**第七〇一条の六** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

《改正》平 13 法 129

《改正》平 23 法 083

《改正》平 23 法 115

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

#### (入湯税の脱税に関する罪)

**第七〇一条の七** 第七百一条の四第二項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

《改正》平 23 法 083

2 前項の納入しなかつた全額が百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

《改正》平 23 法 083

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

《改正》平 23 法 083

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

《追加》平 23 法 083

## 第七〇一条の八 削除

### (入湯税に係る更正及び決定)

第七〇一条の九 市町村長は、第七百一条の四第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

### (入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第七〇一条の一〇 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第七百一条の四第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四.六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七.三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

### (納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第七〇一条の一 入湯税の特別徴収義務者は、第七百一条の四第二項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四.六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七.三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 市町村長は、特別徴収義務者が第七百一条の四第二項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

### (入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七〇一条の一二 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七百一条の九第一項又は第三

項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足全額（当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

《改正》平 18 法 007

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百一条の九第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第七百一条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

《改正》平 18 法 007

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

《追加》平 18 法 007

4 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税額について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第二項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額

とする。

《改正》平 18 法 007

5 市町村長は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

6 第二項の規定は、第四項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

《追加》平 18 法 007

《改正》平 27 法 002

#### (入湯税に係る納入金の重加算金)

第七〇一条の一三 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

【令】第五十六条の十三の二

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定に該当する場合において納入申告書の提出について前条第四項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

《改正》平 18 法 007

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

#### 第七〇一条の一四 削除

#### 第七〇一条の一五 削除

#### (入湯税に係る督促)

第七〇一条の一六 特別徴収義務者が納期限（更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。）までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

#### (入湯税に係る督促手数料)

第七〇一条の一七 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

#### (入湯税に係る滞納処分)

第七〇一条の一八 入湯税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

《改正》平 16 法 076

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

#### (入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第七〇一条の一九 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

《改正》平 23 法 083

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを

併科する。

《改正》平 23 法 083

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第七〇一条の二〇 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

《改正》平 13 法 129

《改正》平 23 法 083

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第七〇一条の二一及び第七百一条の二十二 削除

（入湯税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用）

第七〇一条の二三 入湯税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定（第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く。）を準用する。

【令】第五十八條

第七〇一条の二四 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそれぞれ行うものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、入湯税に関する犯則事件が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七〇一条の二五 第七百一条の二十三の場合において、国税犯則取締法第十一条及び第十二条の規定は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の入湯税に関する犯則事件の調査についてのみ、かつ、当該市の区域内に関する限り、これを準用する。

第七〇一条の二六 第七百一条の二十三の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する市町村の区域外においても入湯税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

**第七〇一条の二七** 第七百一条の二十三の場合において、入湯税に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。

**第七〇一条の二八** 第七百一条の二十三の場合において、国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分によつて納付された金銭その他の物品は、当該市町村の収入とする。

**(国税犯則取締法を準用する入湯税に係る犯則事件に関する検査拒否の罪)**

**第七〇一条の二九** 第七百一条の二十三の場合において、第七百一条の二十七の規定によつて間接国税に関する犯則事件とされる入湯税に関する犯則事件について、国税犯則取締法第一条第一項の収税官吏の職務を行う第七百一条の二十三の市町村の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。